

(2016年1月20日講演)

9. 「地域と自然とともに」

農業生産法人 新潟ゆうき(株) 代表取締役 佐藤正志様

私は学校を卒業後、東京で仕事をしていましたが、母親が亡くなり「長男だから」ということで新潟に戻った時は、農業をやるとは全く想定していなかった。母方の親戚が八郎潟に入植して農業をやっているのです、そちらのDNAが強いのかという気はしている。

そのような経緯で昭和56年に農業に参入して、ほぼ3年で15ヘクタールの面積を預かるようになった。当時の農林漁業金融公庫から総合設備資金として約1,200万円を借りて投資をした乾燥施設とその用地が弊社のベースになっている。

平成16年に新しい米政策改革大綱が施行されたときに、私が地域の中で一番困った問題は、ほぼ全量を直販していたが、半分ぐらい販売した時点で農協に出さなければ金を貸さないというプレッシャーが農協からかかった。公庫の指導もあり、損益計算書、貸借対照表を作っていたので、それらを持って銀行を駆けずり回り、運転資金の融資をお願いしたが残念ながらこの銀行も、農業のことはよく分からないから農協にお願いしたらと言われ、何年か断られ続けた経緯があった。その後、地元の第四銀行から、新しい金融商品を作るので手伝ってもらいたいと要請され商品開発に参加したこともあり、その制度を利用させてもらいながら、第四銀行から運転資金の融資を受けているのが現状である。

売れるコメ、集落を取り込んだ大規模生産者の挑戦についてだが、もともと農家ではなかったので役場の職員だった父が所有していた農地の70アールがベースだった。これだけでは飯は食えないので、集落にお願いしたり、ほかの集落にも自ら営業に行ったが、乾燥施設を造った昭和61年の受注はゼロだった。少し離れたところに家内の実家があり、兼業農家が中心の集落だったので、そこからの受注がスタートだった。そこで実績を積み上げて、四、五年たった後によりやく集落から声が掛かってくるような状況だった。

農協ともさまざまな問題があった。直販するためには米の検査をしなければいけないので、毎年農協に米の検査をしてもらっていた。ところが、平成10年ころだったと思うが、農協の担当者が検査を受け付けてくれてほっとして帰ってきたら、翌日、その担当者が来て検査はできないと断られた。事情は分かったので仕方がないと理解したが、検査をしなければ販売できないのでいろいろ試行錯誤していたら、隣村にいとこの農業法人があったのだが、その農協がいとこの農業法人の検査と一緒に検査をしてくれることになった。これは助かったと思い検査をしてもらったら、後でとんでもないことが起きてしまった。私が組合員の営農部長が検査をしてくれた農協の部長に、「うちが断ったのに、何でおまへのところが検査をするのか」とものすごいけんまくで電話をかけてきたというのである。おわびに行った後で、食糧事務所に何とかしてほしいお願いをしたところ、「特定検査場所

の資格を与えるので手続きに入ってくれ」と言われてすぐに手続きに入り、平成 12 年からは私どもの検査場で米の検査をすることができた。さまざまな障害があったが、障害にぶつかるといろいろな方に相談をしながらクリアしてきたというのが、これまでの現状である。

私どもの役員と米を売りに行っている写真があるが、売れるのを待つのではなく集落を巻き込んで、東京や大阪などいろいろなところに販売に行った。

ある営農座談会に出席した時のことであるが、約 40 の出席者の中で直接販売しているのは当社だけで、他の集落は全部農協に出荷していた。そのような状況だったので、農協主催の営農座談会に出席した時に、「あなたの会社はちょっと違う」と言われた。違うというのは、良い意味も悪い意味もあるが、私はピンときて、周りはそのように思っていたのだと察知して、その座談会が終わった 1 カ月後ぐらいに、皆で良い米を作って少しでも高く売る工夫をしないかというペーパーを作って集落に配布したところ、6 割ぐらいの人が集まってきてくれてスタートした。そしてスタートする時に栽培方法を統一すると決めた。栽培方法を統一するということは、資材も統一するということである。ただし、販売は自己責任で行うことにした。というのは、集落には農協の職員もいたので、農協から抵抗が入るのは分かっていたから、農協に出荷してもよいし、当社に出荷してもよいし、各自が苦勞しながら自分で販売してもよい、それは皆さんに任せるということで、最初は緩やかにスタートした。

平成 12 年頃、村上市は県認証の特別栽培米を作ることで産地交付金を交付する施策を決定した。毎年その産地交付金のボリュームが大きくなって行って、実は行政も使い道に困っていた。最初は 3,000 円だったのが、4,000 円、5,000 円と上がり、最後は 7,000 円まで上がった。環境に優しい農業に取り組むための改良に対する配慮という考え方である。

当社の農地は、地域の中でも決して良い農地ではない。荒川の右岸に位置する場所であるが、以前は水害が頻繁に起きて、耕土が非常に浅い。圃場整備が終わる前は、ロータリーで田起こしをすると石が当たり、ロータリーの歯を 1 年ぐらいで換えなければならないような、非常に条件の悪いところだった。収量や品質を維持するためには土作りをしなければいけないということで堆肥を散布していたら、「自分のところにも堆肥を散布してくれ」ということで周りから寄ってきて、特別栽培米や販売先など、さまざまな地域とのつながりの中で形成されたのが私どもの会社である。

平成 13 年に集落を巻き込んで岩船有機生産者協会を立ち上げて、資材を統一したことは先ほど話したが、特別栽培米の県認証の手続きは非常に煩雑なので個人でやるのは大変だが、当社は資材を統一したことで書類はパソコンで作って 1 通で済んだ。当時はあまりパソコンを得意とする人がいなかったこともあり、評判を聞いて参加したいと言う人が増えていった。そういう意味では、岩船有機生産者協会という組織を、集落営農的な流れで自然に形成していったことになる。

資料 2 ページの 4 つ目に「生産調整の大きな変化」とあるが、平成 16 年の新しい米政策

改革大綱の中で、いわゆる手挙げ方式の主食枠の配分に、新潟県は全国でも早くに取り組んだ。この内容は何かというと、新潟県は米を原材料にする加工業者数が全国でナンバーワンだが、加工するコメのほとんどに他県産米が入っていた。主食用米が高いので加工用米の安い米には農家は背中を向けていたためにこの制度ができた。平成15年はもち米が非常に不足したため、加工餅業界はもち米が手に入らず、主食用米を使用した。ある加工餅会社の社長が、自分の会社の工場のそばに荒れている田があるのに、なぜそこでもち米を作ってくれないのかとあるところで話したことが県に伝わり、手挙げ方式の品ぞろえ枠という配分ルールができた。当社もその情報をもらったので契約栽培に入った。当時、当社は集団転作で2つの集落の13ヘクタールの田を預かっていたが、それは5年を一つのスパンとして3年目ぐらいだったので、全部を切り替えるわけにはいかず徐々に切り替えていった。そうしているうちに他の集落からも参加してくるようになった。実は、方針作成者は市町村からの配分を参加農家に配分するという農協のような機能もある。当社はほかの農協に参加している農家よりも、当社に参加したほうがメリットがあるような配分のルール作りをしていた。参加農家が生産したものは直接契約して、少しでも農家の手取りを増やすように仕組んでいた（資料P1～2）。

資料P3は平成18年3月に会社を立ち上げたときのメンバーである。写っていない人もたくさんおられるが、岩船有機生産者協会というベースがあったので、非常に簡単に法人ができた。この法人を作った意味は、新しい米政策改革大綱の品目横断的経営安定対策に参加するためである。私の集落は4ヘクタール以上の経営者が2人しかいない。あとの30数名は参加できないわけである。同じことをやってきたのに、参加できる人と参加できない人がいては不公平感が生まれるので、会社を作って農地を全部が会社に預かり、作るのは各自ができるようにした。全国の集落営農を見てきたがさまざまな問題があるので、集落営農法人や農事組合法人ではなく有限会社を選択した。参加農家からの反対はなく、私が責任取るということで同意を得た（資料P3）。

産地交付金はすべて土づくりに投資している。加入者の農家の皆さんには産地交付金が入ったら使わないようお願いして堆肥散布を繰り返してきた（資料P4）。

私は東京で勤めていた時にオフコンの端末を使った経験があったので、平成3年にパソコンが普及し始めたころにいち早く導入し、さまざまな成育データをすべて調査して目に見えるかたちでデータ化した。20数年のデータを蓄積しているので過去のデータを見ることでさまざまな課題が見えてくるし、栽培に対する指導にも使っている。一等米比率90%以上というのは、先ほども言ったように、私どもの地域の土地は条件が悪かったが、そのような土地でもしっかりデータ化して土作りさえすればこのような状況になるというのを言葉にしたものである（資料P6～8）。

平成19年以降の主な取り組みについて説明する。平成19年には53農家が当社に参加して、現在では総面積で約150ヘクタールの農地を管理している。そして、農地・水・環境保全向上対策にも参加して集落に寄与させてもらった。JGAPも取得しさまざまな面で見え

る化を推進している、その他にも品質工程管理に対して外部からの指導も頂けるようになった。平成 22 年は加工用米の収穫が非常にタイトで販売先に苦勞したところが多かったが、当社を通じて長野県、福島県の法人の米を販売した経緯もある（資料 P9）。

資料 P10 は、じかまきをするためのレーザーレベラーで作業しているところである。やはり新しい技術を導入してコストを下げる努力をしなければいけない。

資料 P11 は当社の社員構成である。息子が 3 人入社している。

福利厚生では悩んでいる。農業法人で福利厚生までしっかり体制ができている法人はまだ少ない。当社は農業者年金に加入したが、やはり会社の負担を考えると結構厳しいというのが現状である。ただ、福利厚生は経営者のためではなく雇用者のための制度であるから、私は非常に重要だと考えている。当社の例だが、社員が入社 2 カ月ぐらいの時に急性白血病で入院したことがあった。福利厚生の一環で保険に入っていたので、その社員が入院している間、給料の 6 割補償ができた。このような制度は農業者年金にはないので、保険の重要性を実感した（資料 P12）。

平成 25 年に政府備蓄米に参加したが平成 26 年に全農がほぼ独占してしまい、当社に入る余地がなくなったので輸出に参入した。新潟県には輸出米協議会があり、台湾に輸出していたがうまく機能しておらず活動を休止していたが、政府備蓄米の行き場がなくなって活動を再開した。国内需要が毎年 8 万トンずつ縮小している中で農地を維持しようとする、田の場合はやはり米を作ることが一番合っているが、生産過剰になり米が余ることで値段が下がるので輸出に参入した理由である。平成 26 年は 130 トン、平成 27 年は約 150 トンを輸出した（資料 P13）。

資料 P14 は平成 27 年の取組状況である。輸出用米は当社では 140 トンの取り扱いだが、ほかの業者の分を 100 トンぐらいプラスして、最終的には 150 トンを輸出した。加工用米の地域流通契約は約 100 トン、主食用米の契約栽培が 420 トンである。市内の 2 法人と 4 農家で㈱NK ファームという輸出入に特化した法人も設立した。構成員の圃場面積が約 110 ヘクタールである。その他にも 6 次化ファンドでライスセンターを取得した。このライスセンターの取得に関してもやはり課題があり、村上市には、全国でナンバーワンだと言うが 2 万 1,000 トンのカントリーエレベーターが稼働している。ところが、稼働率が非常に悪く、通常で 50% くらい、悪いときには 30% くらいである。それが問題になって、当社が以前からライスセンターを造りたいので、制度資金や補助金を使わせてくれと言っても、カントリーエレベーターの稼働率が上がらないから駄目だと 20 年以上言われ続けていたが、このファンドを使って何とかクリアしたというのが実情である。

今、地域の中で議論しているのは平成 30 年に国からの配分がなくなる、30 年問題である。個別所得保障の 7,500 円もなくなる。そして現場の農家の方々の高齢化に対する問題。使える農地、使えない農地の台帳整備の問題もあり私は非常に懸念している。国から県に対しては数量配分であり、県から市町村に対しては土地配分である。ところが、市町村から我々に対する配分は、それぞれの生産者の農地台帳、農地面積に対しての案分である。い

わゆる生産調整の比率、減反 35%で残りは主食用米というのを、農地に当てはめて配分しているが、減反制度が始まってからずっと減反してきて使えない農地がたくさんあるが当社は引き受けていた。ひどい時には、使えない農地にまで地代が発生して口座から引かれていた時代もあった。私はそれはおかしいではないかということで、使える農地にしか支払っていないが、行政的に見ればそこにも主食枠の配分が乗っているので、その農地を外すと当社に対する配分の分母が減るので、困るのはおまえたちだろうというような考え方でいる。平成 30 年になったら何をベースにして配分するか議論に入ったところだが行政は非常に困っている。昔からのやり方の方が行政は楽である。ところが、現在施行されている農地中間管理機構では、例えば A 氏が私に農地を貸し出すとして、その中に使えない農地があった場合、私は使えない農地を借りてもしょうがないから、それは要らないと言うと、A 氏は経営転換協力金をもらえない。耕作放棄地を持っている農家は経営転換協力金の対象外になってしまう。だから使える農地、使えない農地を選別する必要があるということを 2013 年の自民党の農林部会に呼ばれて、新しい制度設計をするから現場から提案してくれと言われた時に言った。そのときに、生産調整もやめてもらえないかと言ったところ、その後やめるような方向に動いているので、私が言ったからなったということではないだろうが、いずれにしてもさまざまな問題が起きようとしている。

農地台帳の整備については、整備のための予算がついたが全体を見れば農地を調査するレベルの予算でしかなく、実効性には程遠いような状況だと聞いている。今回、配分をするための台帳作りに入ったところだが、農業委員会も共済組合もそれぞれの農地台帳を持っているが全部ばらばらである。なぜかいうと、土地改良区の賦課地域しか対象としない農地台帳があり、共済組合は組合が引き受けをするための農地台帳があり、行政の農地台帳は農業委員会と共通しているが、地目上田や畑であれば、全部農地として記載されている。現場に行ってみると本当に農地なのかという農地が相当あると思う。私は、どうやってそこをすっきりさせた農地台帳を作成できるかが、今後大きな国の課題だと思っている。使えない農地に対して予算を付けても意味がない。農地台帳を整備するときには、上から目線だけでの整備はやめてもらいたいと思っている。例えば使えない農地でもその農地を管理しなければ将来土砂崩れ等の災害が発生する可能性があるなど、その地域の中で考えないといけないこともある。上からの目線も必要であるし、下からの議論も必要だと思うので、そういうものを総合したような農地台帳整備が必要なのではないかと県に意見したにしたら、そのようなことをしたら県の農地面積が一気に減ってしまう。平場は問題ないが、山間地域は特にギャップが大きくなってしまいうからできないと言われた。何回も申し上げるが、実態に即した農地台帳の整備をしなければいけない。そして、整備された後、その農地をどうやって維持・管理して、耕作していくのか、やはりそこは国も含めて地域と密に議論をしていく必要があると考えている（資料 P15）。

ご清聴どうもありがとうございました。